

インターネット公売 落札後の注意事項

1 権利移転手続き

入札終了後、駐車対策課が落札者に電子メールにより、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、駐車対策課の所在地及び連絡先などをお知らせします。メール確認後、速やかに駐車対策課へ電話連絡のうえ、権利移転手続きについて説明を受けてください。

2 必要な費用

動 産	<ul style="list-style-type: none"> ・落札価額－公売保証金額 ※軽自動車及び未登録の自動車を含む
登録自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・落札価額－公売保証金額 ・自動車検査登録印紙相当額

※ご注意

- ・必要な費用は、一括で納付してください。また、買受代金納付期限までに、駐車対策課が納付を確認する必要があります。
- ・上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は、落札者の負担となります。

3 必要な書類

動 産	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車対策課から落札者などへ送信した電子メールを印刷したもの ・住所証明書 <ul style="list-style-type: none"> －落札者が法人：商業登記簿謄本など －落札者が個人：住民票など ・保管依頼書（保管を希望する場合） ・送付依頼書（送付を希望する場合） ※軽自動車及び未登録の自動車を除く
登録自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車対策課から落札者などへ送信した電子メールを印刷したもの ・住所証明書 <ul style="list-style-type: none"> －落札者が法人：商業登記簿謄本など －落札者が個人：住民票など ・所有権移転登録請求書 ・自動車保管場所証明書 ・自動車検査証記入申請書（第1号様式（OCRシート））など ・自動車検査登録印紙等を貼付した手数料納付書 ・印鑑登録証明書（発行後3か月以内のものに限ります） ・郵便切手（別途連絡）

※ご注意

- ・上記書類は、買受代金納付期限までに駐車対策課へ提出してください。
- ・保管依頼書、送付依頼書及び所有権移転登録請求書については、警視庁ホームページからダウンロードできます。

4 物件の権利移転について

動 産	<ul style="list-style-type: none">・直接引渡し 駐車対策課の案内に従い、公売物件を引き取ってください。引渡場所が、駐車対策課の事務所以外である場合は、「売却決定通知書」を交付いたしますので、引渡場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。 なお、引渡場所に駐車対策課の職員は同行しません。・宅配便などでの引き取り 駐車対策課が、買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送いたします。 なお、送付費用は、落札者の負担となります。また、公売物件が、美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ駐車対策課に相談してください。 (軽自動車及び未登録の自動車を除く)
登録自動車	<ul style="list-style-type: none">・権利移転手続き 駐車対策課は、買受代金納付期限までに、代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（登録）を行います。・直接引渡し 駐車対策課の案内に従い、公売物件を引き取ってください。 売却決定後（入札終了日から起算して7日後）、駐車対策課が、買受代金納付を確認した後に、引き取りが可能となります。買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。 (詳細は、落札後に連絡していただく電話にて説明いたします。)

※ご注意

・自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

5 落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

落札者本人（落札者が、法人の場合はその代表者）が、買受代金の支払い又は公売物件の引き取りができない場合、代理人が、買受代金の支払い又は公売物件の引き取りを行うことができます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑登録証明書及び代理人の本人確認書類が必要となります。

※ご注意

落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い又は引き取りを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

6 権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有者などの権利は落札者に移転します。

7 重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は、落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。
契約不適合責任	東京都公安委員会は、公売物件について、契約不適合責任を負いません。
引渡し条件	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で（現況有姿）で引き渡します。
駐車対策課の引渡し義務	「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受ける場合、駐車対策課は、「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により、公売物件の引渡しを行います。 落札者は、「売却決定通知書」を保管人に提示して、公売物件の引渡しを受けてください。 当該保管人が、現実の引渡しを拒否しても、駐車対策課は、現実の引渡しを行う義務を負いません。
返品、交換	落札された物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
保管費用	買受代金納付期限日に公売物件を引き取らない場合は、保管費用がかかることがあります。
落札者決定後、公売保証金が返還される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が確認できた場合、物件を買い受けることができません。 この場合、納付された公売保証金は、全額返還されます。 ・買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売手続きは停止します。 手続きの停止中は、落札者は、買受を辞退できます。 辞退した場合、納付された公売保証金は、全額返還されます。 <p>※ 公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。</p>

8 落札後の注意事項に関するお問い合わせ

問合せ先	〒135-0063 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟 警視庁交通部駐車対策課 放置駐車対策センター 滞納処分係
電話番号	03-3581-4321（内線：7870-5314）
受付時間	月曜から金曜の午前9時から午後5時まで （祝日、休日及び年末年始は除く）